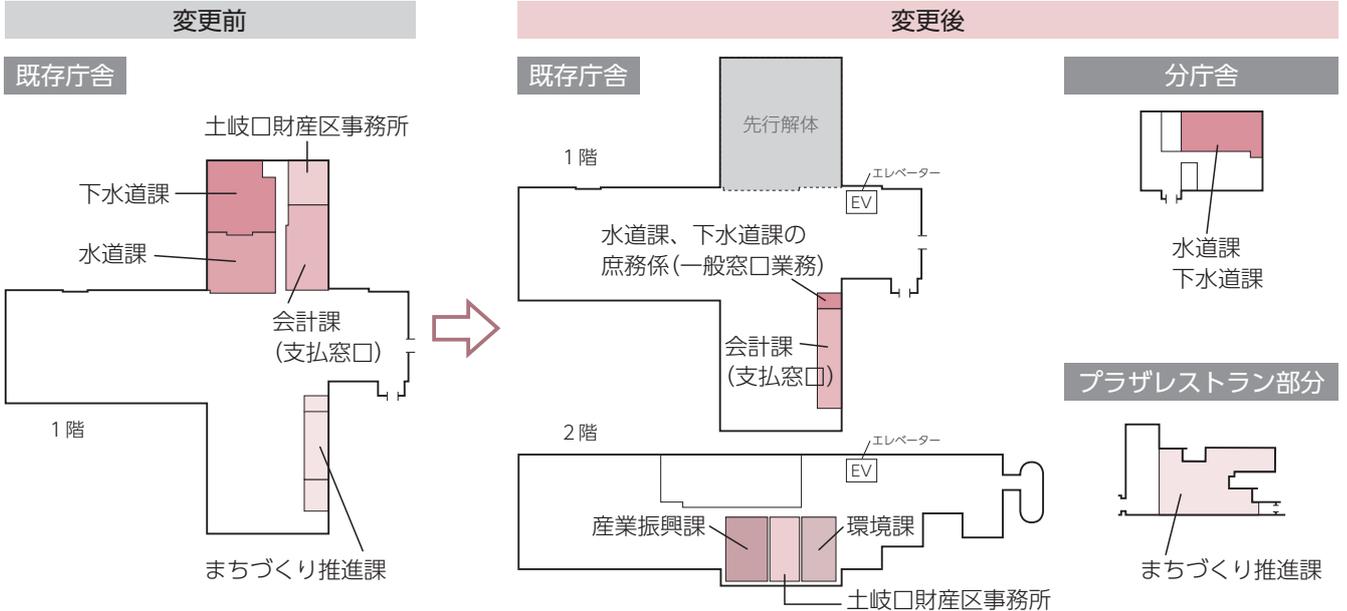


市役所の一部窓口が移転します

新庁舎建設工事の準備のため、7月18日(火)から新庁舎での業務開始までの間、まちづくり推進課、水道課、下水道課、会計課(支払窓口)、土岐口財産区事務所の場所が変更になります。ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問 新庁舎建設対策室 (内線215)

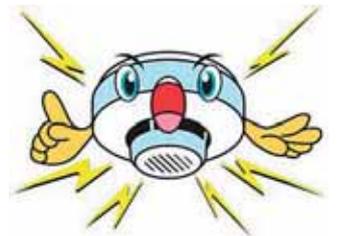


付いていますか？ 住宅用火災警報器

住宅火災での「逃げ遅れ」による死者を減らすため、平成23年6月1日から住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

市消防本部が今年3月に実施した調査の結果、市内の設置率は一部設置を含め74.5%で、全国平均81.2%(平成28年6月現在)と比べて低い状況です。

火災から命を守るため、まだ設置していないご家庭は一日も早く設置しましょう。



■住宅用火災警報器の設置場所

▷寝室 (普段就寝に使う全ての部屋)

▷階段 (2階以上に寝室がある場合)

※土岐市では、台所への設置は義務ではありませんが、推奨しています。



各寝室 寝室の存する階の階段

■メンテナンス

いざという時に警報器がきちんと作動するよう、月に1度は点検をしましょう。警報音がどんな音なのかの確認にもなります。

■10年を目安に交換

電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがありとても危険です。10年を目安に、新しい物に交換しましょう。※詳しくは、警報器の取扱説明書をご覧ください。

問 消防本部予防課 (☎3129)

